

## 模造品関連データの収集

データ作成機関	日本貿易振興会
データ公開日(判れば)／更新日	2000年3月
主な項目	<p>ベトナムの工業所有権侵害事例判例集(特許庁の委託事業の成果を取りまとめたもの)pdfファイルで75頁に及ぶ。</p> <p>32事例に及ぶ意匠、商標の侵害事例を掲載している。</p>
サブ項目	<p>◆商標「BRUT」の偽造香水の製造・取引、◇ 商標所有者はオランダのBurgemeesters' ,Jacobplein Company(1995年6月1日、ベトナムの国立工業所有権局(NOIP)から第3類の登録商標第14894号を取得)。偽造者はThe LANA cosmetic — producing foundation。商品名「BRUTA」による偽造香水の製造および取引は、非常に短期間に限られたものであったが、LANA社は、香水「BRUTA」の製造中止を余儀なくされ、この商品名が印刷された容器</p> <p>◆商標「BACTRIM」に対する権利侵害、◇ 商標所有者は、スイスのF. Hoffman La Roche A.G.は、国立工業所有権局に国際分類第5類の商品として登録された国際商標登録第349140号「BACTRIM」の独占所有者。◇ 侵害企業は、- The Central Pharmaceutical Enterpriseほか。Hoffman Laroche AGの要求に従って、INVENCOは、関連当局と協力して、商標「BACTRIM」の侵害に対する措置を取った。</p> <p>◇1996年9月17日までに、Central Phamaceutical enterprise No. 24、Da Nang pharmaceutical enterprise, Central Pharmaceutical Company No. 1など会社は、INVENCOによる商標「BACRIM」および類似した商品名を今後使用してはならないという要求に従った。この結果、商標「BACRIM」の独占使用権に対する侵害、および類似する商標の使用はベトナムで発生していない。</p> <p>◇本件は、公営の製薬会社が大量生産と複雑な運営のもとで引き起こした独占所有権に対する侵害の典型的な例である。保健省が生産認可を付与したために、さらに事態は深刻化した例である。</p> <p>◆上記2例の他に、商標権の侵害を中心に30の事例が画紹介されている。</p>
特記事項	◆アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしている。本事業は、北京、上海、香港、ハノイ、マニラ、クアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、バンコク、ソウルの10都市において、現地のジェトロ事務所が特許法律事務所と契約をし、工業所有権の模倣対策に資する情報を収集、同地域における工業所有権の侵害実態を把握、模倣対策の強化に努めようというもの。
URL	<a href="http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/vn/ip/pdf/2000_han.pdf">http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/vn/ip/pdf/2000_han.pdf</a>